

小田原

city of odawara public relations

7 2005
JULY
11日号



| | | | |
|---|---|---|----|
| 待 | 披 | 練 | 新 |
| ち | 露 | 習 | し |
| 遠 | す | の | い |
| し | る | 成 | ホ |
| い | 日 | 果 | ール |
| な | が | を | で |
| 。 | | | |
| | | | |

「(仮称)城下町ホール」
基本構想定まる

小田原の芸術文化交流拠点

〔仮称〕城下町ホール

基本構想定まる

現在の市民会館に替わる新しい劇場・ホールとして、これまで多くの市民の皆さんや文化団体、学識経験者のかたがたとともに検討を進めてきた〔仮称〕城下町ホールの整備。

これらの検討内容を受けて、このたび基本構想を取りまとめました。建設着手は平成19年度を目指しています。

文化交流課 ☎ 33 1705



期待の声 1

音楽家



市内在住

渡邊 清美さん



現在、日本の芸能・芸術公演の中心地はやはり東京都心ですが、最近では地方都市にも数多くの素晴らしいホールがあり、ユニークな公演などが行われています。

さまざまな立場の市民の声を取り入れた、小田原にふさわしい素晴らしいホールが完成すれば、そこからは自然と質の高い、個性豊かな公演や催しが生み出されます。そして、市民のかたがたはもちろん、全国各地からの来訪者も増え、小田原の文化あふれるまちづくりの拠点となるでしょう。

それは、小田原の観光、商業の活性化にもつながるのではないのでしょうか。

私を含め、使用者にも観客にもなる市民の皆さんが、心地良い時間を過ごすことのできる、やさしい空間づくりの工夫をしてほしいですね。バリアフリーや託児施設の設置なども、市民芸術家のアート作品が華を添えてくれたりするのもいいですね。

文化創造都市・小田原のシンボルとなる〔仮称〕城下町ホール」の早期の完成を心待ちにしています。



期待の声 2



城山中学校吹奏楽部

村山 史織さん

柳川 夏子さん

脇山 花代子さん

齋藤 隆夫 先生

文化祭での演奏を毎年市民会館で行っていますが、いまの市民会館は、楽屋や練習する場所が狭いので、新しいホールには広い練習スペースができるといいですね。それから、車いすのかたやお年寄りのかたも安心して観に行けるような設備も必要だと思います。

新しいホールができて、著名な演奏家や歌手などが公演に来れば、多くのお客さんが集まるはずですし、にぎやかな場所になってほしいです。幅広い年代の人たちが、例えば、ちよつと散歩のついでに気軽に立ち寄れるような、そして場所が小田原城のすぐ近くなので、市民や観覧者だけでなく、城址公園に来られた観光客の皆さんにも、ふらつと訪れてもらえるような、そんな雰囲気の施設にし

てほしいです。そんなホールなら、学校の部活動の仲間のほかに、同じ音楽活動をしている人たちともっと知り合う機会もできそうですね。

また、私たちが活動している吹奏楽などの音楽だけでなく、絵画や写真、お花などの展覧会・展示などももっと多く開かれる場所になれば、たくさんの方が訪れるようになるのではないのでしょうか。

(仮称)城下町ホールが、いろいろな文化・芸術が集まる拠点になるというですね。そういった環境を整えば、今以上にもっともつと小田原の文化・芸術の質が高まっていくと思います。私たちが将来も音楽を続けているときに、「このホールでよかった」と思える施設になってほしいな。

にぎわいや文化の豊かさをもたらすまちづくりのために

近年、精神的なゆとりや安らぎが求められ、生活の質的な満足感への指向とともに、芸術文化への関心がますます高まっています。

現在の市民会館は、建設から40年余が経過し、老朽化が進んでいるため、市民の皆さんからは最新の舞台装置や音響設備を備えた新しい施設が求められています。

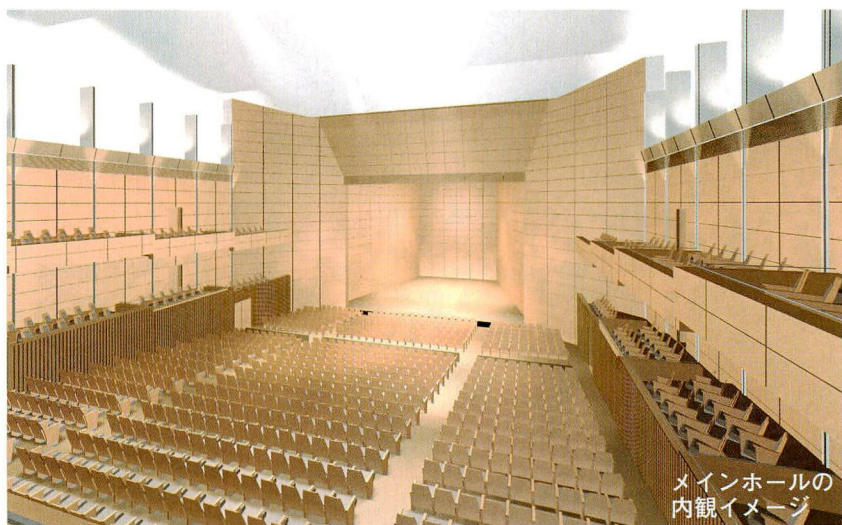
そこで、市では「芸術文化交流の中心施設」として、皆さんが優れた芸術文化に触れるとともに、自らの活動発表の場として活用できるように、(仮称)城下町ホールを整備していくことにしました。

基本構想は、整備に当たっての基本理念や整備方針など、基本的な考え方や方向性を示しています。

文化ホール整備を通じたまちの活性化

「人々が集い、語らい、にぎわう場」とすることも大切であると考えられています。ロビーなどでのカフェ、アルコンサートなどの実施、企画運営面への参加など、市民の皆さんが気軽に参加できるソフトづくりを併せて行っていきます。

また、商店街や商業施設との連携の輪を広げ、相乗効果による「まちの活性化」につなげる施設とします。



メインホールの内観イメージ

(仮称) 城下町ホール 基本構想

基本構想
芸術鑑賞と市民の創造活動が両立できるホール

優れた芸術文化に触れることで感性を高めたり、自ら文化活動に参加したりすることで個性や創造性を発揮できる場とし、市民の皆さん主体の創造的な芸術文化活動を支援するための施設とします。

メインホールは1,300席から1,350席規模の多機能ホールとし、市民文化活動の発表の場として使いやすい中規模のホールとしても使える「ホールインホール(※)」機能を導入します。

また、ホールの個性を発揮させ、市民の皆さんによる盛んな音楽活動をさらに活発化させるため、メインホールの性格を「音響性能の高い多機能ホール」とします。

基本構想
にぎわいを生む施設

多くの人々に開かれた施設を目指す。

指し、ホールでの催しなどが新たな交流を生み、さらには地域社会や中心市街地の活性化につながる施設とします。

公演のない日にも、気軽にホールに立ち寄り、にぎわう施設とするため、展示や大練習室、小規模な発表会にも使用できる200席規模の「マルチスペース」を併せて整備します。

| | |
|---------------|--|
| メインホール | 1,300~1,350席規模の音響性能の高い多機能ホール 中ホール規模としても使用できる機能(ホールインホール)を導入 対応できる演目・用途 クラシックコンサート、オペラ、ミュージカル、バレエ、合唱、吹奏楽、リサイタル、ポピュラー系音楽、邦楽、演劇、歌舞伎、日本舞踊、講演会・式典、映画会など |
| サブホール | 開放性や汎用性を備えた200席規模の「マルチスペース」 オープンロビーと一体感を持ったにぎわい空間 対応できる演目・用途 リハーサル室、大練習室、ワークショップ、講演会、展示会、映画会、小演劇、リサイタル、小発表会など |

※ホールインホールとは、舞台に近い客席を収納した後、せり上げて舞台に転換し、前舞台を造ることにより、舞台と客席が一体感をもった空間とすることを可能とした形式。音響的にも理想的な環境をつくることができます。

基本構想

三、

芸術文化の情報発信基地

小田原で守り・はぐくみ・生み出される芸術文化の情報発信基地とします。

ホールには、付帯施設(練習室、会議室、情報コーナー、託児室など)の整備も大切です。リハーサルや練習を十分に行えることや、他市町での公演情報の入手、活動内容の情報交換ができる機能、小田原発のオリジナル企画など、芸術文化の情報発信基地としての役割も果たします。

基本構想

四、

景観との調和とシンボル化

歴史的・文化的資源に恵まれた三の丸地区の周辺環境を生かし、城址公園と調和した景観形成や緑化を図り、小田原の個性を高める施設とします。

周辺環境と調和した外観デザインや、小田原の自然資源である「木」



などを活用した暖かみのある内観づくりを目指し、城下町おだわらにふさわしい施設とします。
また、建物の大きさや高さなどにも配慮するとともに、緑やせせらぎの整備により街並みにうるおいを与える施設とします。

基本構想

五、

文化交流施設との役割分担・相互連携

既存の文化交流施設や今後予定

される新施設と役割分担し、相互連携やネットワークづくりを進め、相乗効果が期待できる施設運営を行います。

文化活動の日々の練習の場として、既存の文化交流施設をより有効活用できるようにし、練習から発表までをひとつの流れとして利用できるようにします。

※具体的な整備内容は、今後行う基本設計の際、各機能を検討し、計画を策定することとなります。

建設予定地

交通の便が良く、市民の誰もが気軽に訪れやすいこと、小田原の歴史的・文化的背景を維持し発展させること、中心市街地の活性化を促すことなどを考慮し、「めがね橋臨時駐車場」「小田原警察署跡地」「消防署中央分署」の3か所の敷地を建設予定地とすることになりました。

また、隣接区域は、将来的に広場・公園、駐車場などや、交流を促し中心市街地を活性化させる施設などの整備を、社会経済状況や用地取得などの状況を見極めながら調整していきます。

今後の取り組み

今後、基本構想について、皆さんからご意見を募集し、ホールの設計に反映させていただきます。

また、管理運営の方針や組織体制については、先進ホールの新たな

INFORMATION

市民説明会の開催

基本構想について説明会を行います。資料は、説明会でお配りするほか、ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/bunka/index.html>

開催日時・場所

- 7月13日(水) 19:00~21:00 市民会館
- 7月14日(木) 19:00~21:00 マロニエ
- 7月16日(土) 14:00~16:00 ナック7階
- 7月21日(木) 19:00~21:00 尊徳記念館
- 7月24日(日) 14:00~16:00 保健センター

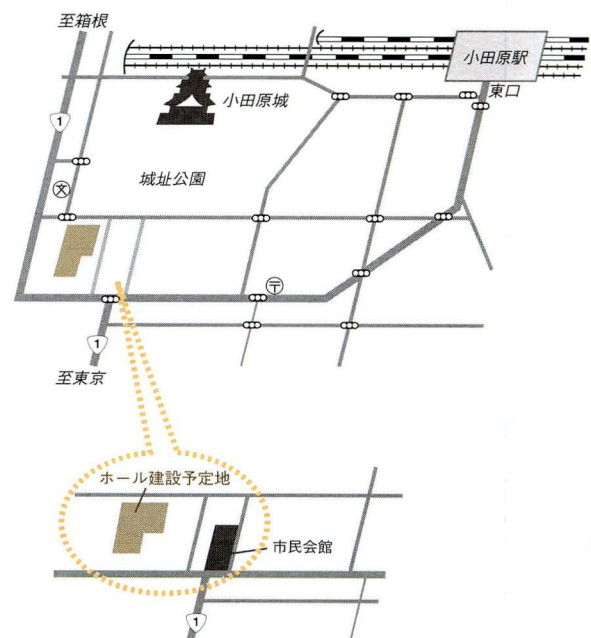
皆様のご意見を募集します

基本構想と意見募集用紙を文化交流課(市役所5階)、支所・連絡所、マロニエ、市民会館ほか公共施設で配付します。8月10日(水)までに、文化交流課に郵送、ファクスまたはEメールで。

〒250-8555 小田原市文化交流課 FAX 33-1286

Eメール hall@city.odawara.kanagawa.jp

な取り組みなども取り入れながら、市民の皆さんの参加を得て、検討を進めていく予定です。



平成16年度の
一般会計最終予算

一般会計では、6月・9月・12月・3月に補正などを行った結果、予算は最終的に632億9700万円となり、当初予算に比べて、30億4700万円の増になりました。平成16年度の主な事業は、次のとおりです。

主要事業

(区分は総合計画「ビジョン21おだわら」に基づくものです。)

【環境共生都市】

- 小田原駅東口駅前広場の整備
- 小田原駅前東口駅前広場の整備

【生活福祉都市】

- ふれあい担い手発掘モデル事業
- 小児医療費助成制度の拡充

【文化創造都市】

- (仮称)城下町ホールの整備推進

【産業自立都市】

- 中心市街地活性化フォーラム事業
- 高校生チャレンジシヨップ事業費補助金

【市民参加都市】

- 市民活動応援補助金
- おだわら市民活動サポートセンターの運営委託

平成16年度の決算状況は、来年1月の「広報おだわら」でお知らせします。

小田原市の 財政状況

毎年2回公表している本市の財政状況。今回は、平成16年度の最終予算の状況についてお知らせします。 問 財政課 ☎33-1313

『市民一人にいくら使われているか』を計算してみると…

市民一人に使われる
合計額
320,300円

市民一人あたりの市税納入額
158,600円

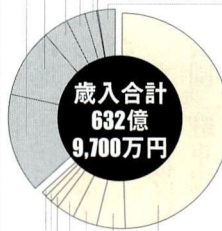
(平成17年3月31日現在の住民基本台帳による人口197,644人で計算)

| | |
|---|---------|
| 福祉の充実のために【民生費】 | 79,400円 |
| 借入金の返済のために【公債費】 | 59,300円 |
| 道路・公園・河川の整備のために【土木費】 | 52,000円 |
| 防災対策・住民登録・市庁舎の維持管理などのために【総務費】 | 41,700円 |
| 健康対策と清潔なまちづくりのために【衛生費】 | 31,600円 |
| 学校教育・社会教育施設の整備、文化財の保護のために【教育費】 | 27,000円 |
| 火災・水害などから守るために【消防費】 | 11,300円 |
| その他議会の運営、労働者の福祉向上、いざというときのために【議会費、労働費、諸支出金、予備費】 | 7,500円 |
| 商工業・観光の振興のために【商工費】 | 5,900円 |
| 農業・水産業の振興のために【農林水産業費】 | 4,600円 |

市民生活に密着した福祉や道路の整備などに重点をおいた予算になっています。

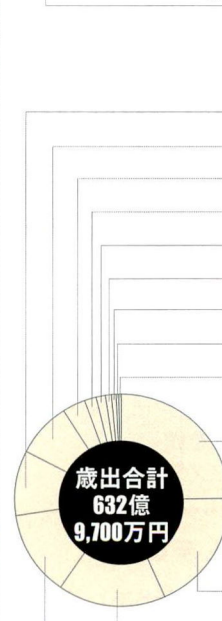
一般会計最終予算(平成17年3月31日現在)

| | |
|------------------------|------------------|
| 依存財源 | 231億6,200万円 |
| 市債 | 94億4,600万円 14.9% |
| 国庫支出金 | 65億7,500万円 10.4% |
| 県支出金 | 24億500万円 3.8% |
| 地方消費税交付金 | 18億5,000万円 2.9% |
| 地方特例交付金 | 11億2,000万円 1.8% |
| 地方交付税 | 1億5,000万円 0.2% |
| その他(地方譲与税、自動車取得税交付金ほか) | 16億1,600万円 2.6% |



※自主財源は、皆さんの納めた税金などが直接調達できる財源です。依存財源は、国や県から入ってくる財源で、額が国や県の基準で定められています。

| | |
|---------------|-------------------|
| 市税 | 313億5,000万円 49.5% |
| 繰越金 | 27億400万円 4.3% |
| 諸収入 | 23億6,700万円 3.7% |
| 使用料及び手数料 | 17億円 2.7% |
| 分担金及び負担金 | 8億900万円 1.3% |
| 繰入金 | 6億9,200万円 1.1% |
| その他(財産収入、寄付金) | 5億1,300万円 0.8% |



| | |
|--------|-----------------|
| 衛生費 | 62億4,000万円 9.9% |
| 教育費 | 53億3,400万円 8.4% |
| 消防費 | 22億4,100万円 3.5% |
| 商工費 | 11億6,100万円 1.8% |
| 農林水産業費 | 9億1,000万円 1.4% |
| 予備費 | 5億6,500万円 0.9% |
| 議会費 | 4億3,100万円 0.7% |
| 労働費 | 2億5,100万円 0.4% |
| 諸支出金 | 2億3,200万円 0.4% |

| | |
|-----|-------------------|
| 公債費 | 117億2,000万円 18.5% |
| 土木費 | 102億8,500万円 16.3% |
| 総務費 | 82億3,900万円 13.0% |

特別会計最終予算

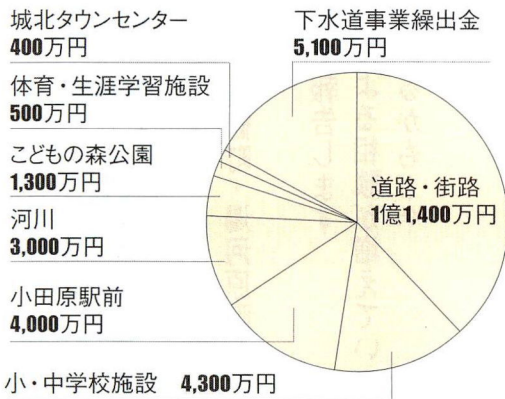
| 会計名 | 予算現額 |
|----------------|-------------|
| 競輪事業会計 | 173億8,000万円 |
| 国民健康保険事業会計 | 167億9,100万円 |
| 老人保健医療事業会計 | 144億6,900万円 |
| 下水道事業会計 | 98億2,900万円 |
| 介護保険事業会計 | 78億5,000万円 |
| 宿泊等施設事業会計 | 4億4,800万円 |
| 片浦地区簡易水道事業会計 | 4億3,400万円 |
| 公設地方卸売市場事業会計 | 1億7,200万円 |
| 天守閣事業会計 | 1億4,600万円 |
| 国民健康保険診療施設事業会計 | 3,800万円 |
| 合計 | 675億5,700万円 |

特別会計は、特定の事業を行うために、一般会計と区分して経理するための会計です。競輪や下水道、国民健康保険などの事業を、この特別会計で処理しています。

平成16年度の特別会計最終予算

競輪収益金の使途状況

平成16年度収益金総額 3億円



競輪の収益金は、左グラフのとおりさまざま事業に活用されています。

水道事業会計最終予算

| | | 予算現額 |
|-------|----|------------|
| 収益的収支 | 収入 | 32億8,600万円 |
| | 支出 | 31億6,700万円 |
| 資本的収支 | 収入 | 9億1,900万円 |
| | 支出 | 24億7,500万円 |

病院事業会計最終予算

| | | 予算現額 |
|-------|----|------------|
| 収益的収支 | 収入 | 92億3,000万円 |
| | 支出 | 92億2,900万円 |
| 資本的収支 | 収入 | 400万円 |
| | 支出 | 7億7,600万円 |

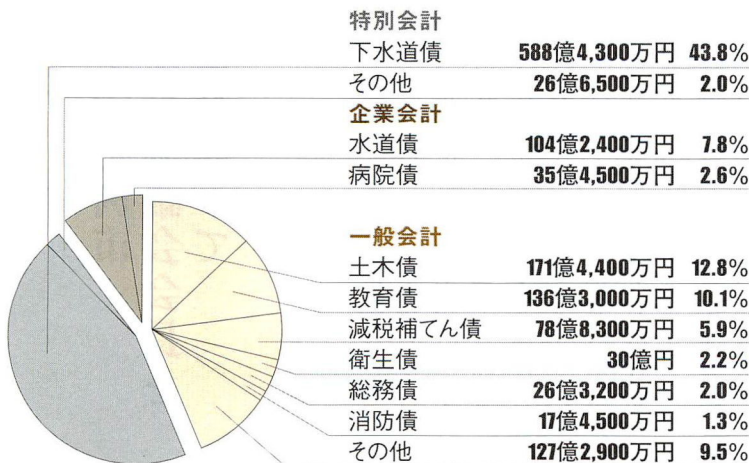
企業会計は、公営で行う企業活動で、経済性を発揮して運営される独立採算の会計です。水道と病院をこの企業会計で処理しています。

平成16年度の企業会計最終予算

詳しい内容は
知りたいかたは

予算書や決算書などは、図書館と市役所本庁舎4階の行政情報センターで閲覧できます。

| | | |
|------|-------------|-------|
| 特別会計 | | |
| 下水道債 | 588億4,300万円 | 43.8% |
| その他 | 26億6,500万円 | 2.0% |
| 企業会計 | | |
| 水道債 | 104億2,400万円 | 7.8% |
| 病院債 | 35億4,500万円 | 2.6% |



市が長期に借り入れている借金の内訳です。市民の皆さんからの税金を主な財源とする一般会計の長期借入金金は587億6300万円、市民一人当たりで計算すると、29万7300円になります。

なお、特定の収入で特定の事業を行う特別会計と独立採算の企業会計の長期借入金総額は754億7700万円です。

長期借入金の状況 (平成17年3月31日現在)

悪質商法にご用心!!

西さがみ連邦共和国(小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町)圏域内の

皆さんの相談に応じる消費生活センター。

昨年度の利用状況がまとまりましたので報告します。

また、最近高齢者をねらった悪質商法による相談が増えています。

もしかしたら あなたもカモになっているかも…?

問 西さがみ連邦共和国消費生活センター

相談専用ダイヤル

☎ 33 1 7 7 7

悪質商法ピックアップ

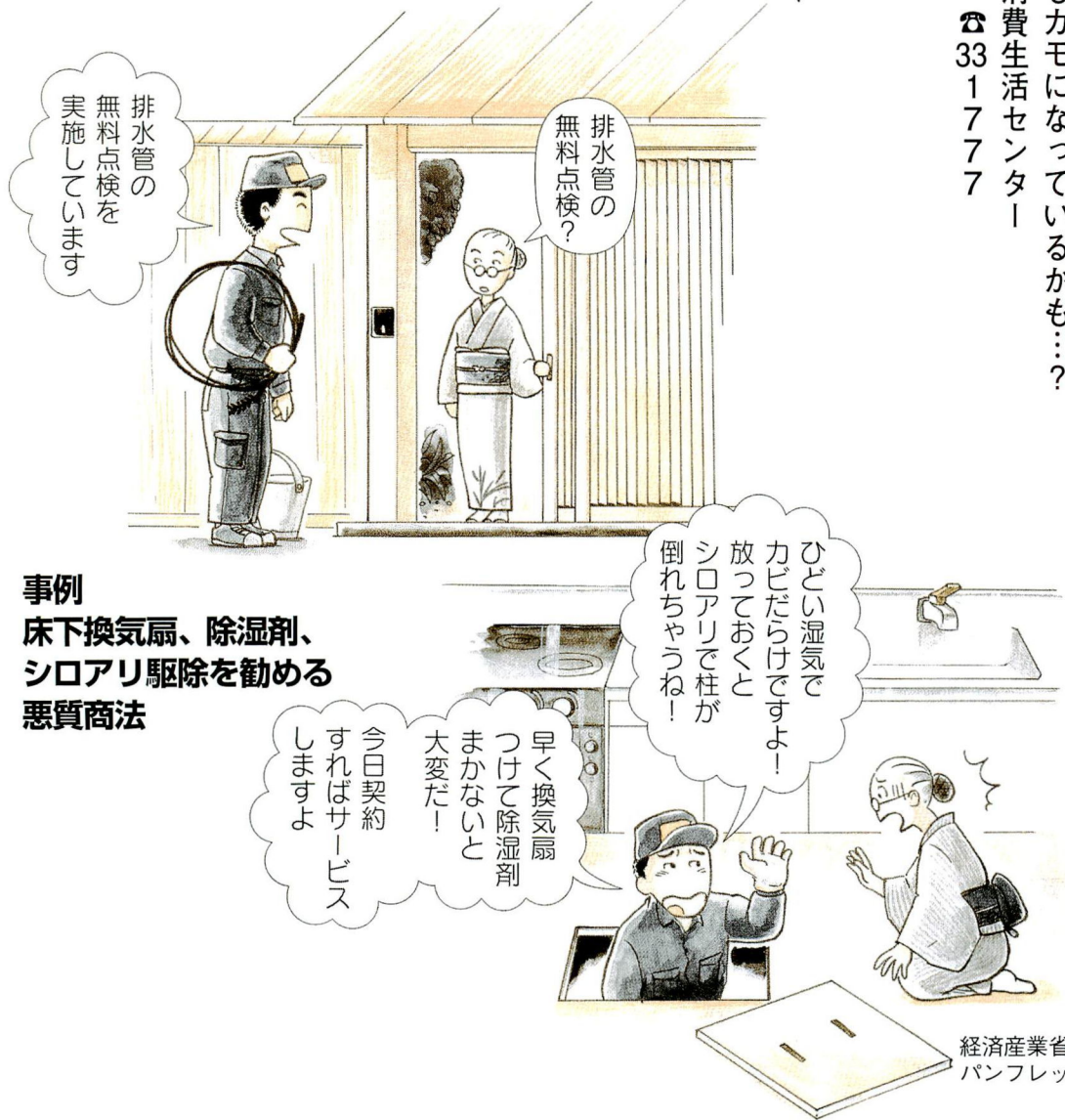
強引なセールスやうその話など、悪質商法の手口は手を変え、品を変え、進歩しています。最近、特に深刻なのが高齢者への各種工事契約です。

次の4点には特に注意してください。

- 不意に訪れて、簡単に見られないところを点検する業者。
- 「排水管の無料点検」などは、家にかかるための口実です。
- 本当に工事が必要か、知り合いなどに相談しましょう。
- 言いなりになって契約すると屋根や外壁の工事など、さまざまな業者と次々に契約させられることがあります。

どんな相談が多いの?

昨年度、西さがみ連邦共和国消



事例 床下換気扇、除湿剤、 シロアリ駆除を勧める 悪質商法

経済産業省
パンフレットより

市長随想

全国特例市 連絡協議会会長を 振り返って

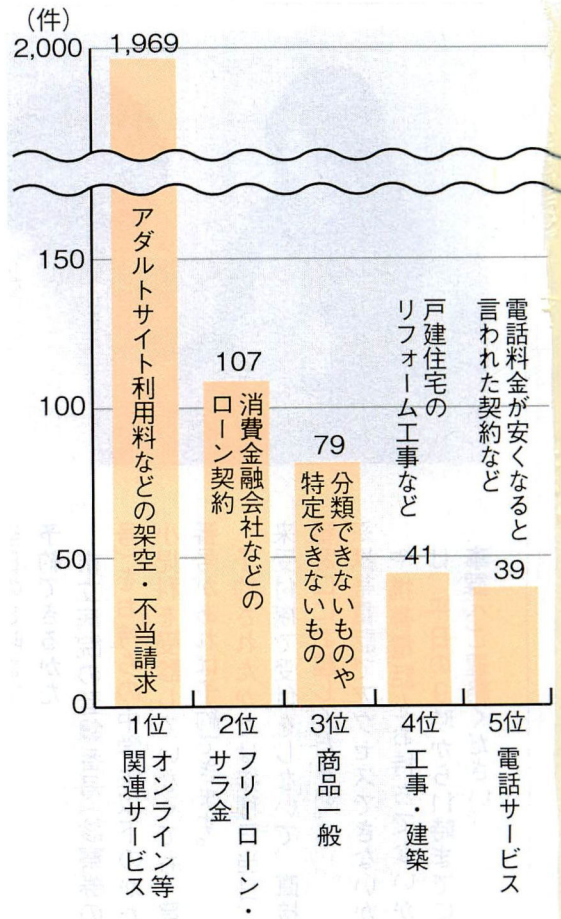
文 小澤良明

「特例市への移行は地方分権への第一歩。国が中央政府ならば、我々市町村は地方政府です。分権時代に相応しい都市を創るために何が必要か、また何をしなければならぬかを考えていきたい」。全国特例市連絡協議会が結成され、初代会長就任時の私のあいさつです。

特例市は、平成十二年四月の地方自治法の改正で、政令市、中核市、一般市の区分けに新たな都市ステージとして創設され、県庁所在地クラスの各市が手を挙げました。

以来、総務大臣や副大臣をはじめ総務省の幹部が一堂に会する「大臣と特例市市長との懇談会」を開催する等して、国と地方の役割分担の見直しや市町村合併など、さらなる分権推進について積極的に取り組んできました。今では加盟市も四十市に増えました。また、今年の三月には大規模災害発生時に協力し合う相互応援についての基本合意もできました。

私自身も全国会長という立場で何度も総務大臣にお会いし多数の要請を行ってきました。特に、「少なくとも当面は中核市



費生活センターに寄せられた「苦情相談」のトップ5は右のグラフのとおりです。架空請求・不当請求を含む「オンライン等関連サービス」が突出しています。

「こんな請求、身に覚えがない」というときは、裁判所からの特別送達の手紙でない限り、無視をしましょう。特別送達の場合はご相談ください。

相談件数も急増

センターが平成16年度中に受け付けた相談件数は3,389件。開所した平成15年度からの2年間の総計は6,000件を超えました。西さがみ連邦共和国を100世帯の国に例えたら、7世帯から相談があったこととなります。

7%という数字は少ないように感じるかもしれませんが、見方を変えると15世帯に1世帯。セン

ターが多くのかたのお役に立てたのはうれしいことですが、喜んでばかりもいられません。それだけトラブルに巻き込まれたかたがいたということですから。

いま高齢者がねらわれている

冒頭の悪質商法。ビックアップの事例のように、最近、高齢者の相談が増えています。昨年度の全相談者のうち、60歳以上のかたは18%を占めました。30歳代以上の者が最も多いものの、60歳以上のかたは前年度比1.5倍と急増し、平均年齢も上がってきています。

お気軽に相談を

センターでは「相談されたかたは氷山の一角。一人で悩んでいるかたもたくさんいるはず」と考えています。

くらしの講座「水産物を安心して食べるためには」 ～新鮮でためになる“眼からウロコ”のおもしろ話～

申込 消費生活センター ☎33-1775

快適で安全な生活を送るために、生活に密着したテーマで開催している「くらしの講座」。今回は、おいしくて楽しい食事をするために知っておきたいことをお話します。

日時 7月15日(金) 14:00～16:00
場所 中央公民館
講師 県水産課 白井一茂さん
対象 西さがみ連邦共和国圏域に在住のかた70人・先着順
申込 7月13日(水)までに電話で
※2歳以上のお子さんの託児あり(要予約)

例えば、話を聞いているうちに必要のないものを買わされてしまった…。そんなときは専門の相談員がいるセンターにぜひ電話してください。

また、近所などで聞いたことがあるというかたも、センターへの相談を勧めてください。

相談日 月曜日～金曜日

相談時間 9時30分～12時
13時～16時
(祝日、年末年始を除く)

並みの権限や財源の委譲、「住民にとって特例市になったメリットが分かりやすい権限の委譲」など強くお願いしてきました。こうした活動を通じて国のトップとも交流し、小田原市として抱える様々な課題も従来以上にアピールできたものと考えています。



この度、この全国協議会会長を辞することになりました。発足以来、地方分権の進展と二位一体改革の急激な流れの中で会長職にあった五年を振り返ると、播磨期だけにその責任の重さへの不安感と自分のリードで特例市の未来を必ず切り拓いてみせるといった昂ぶった気持ちがないまぜになって何か複雑な想いの中に常にいたように思います。

そして今、その延長線上に目を向けると、更なる分権の推進と地域の発展が展望できます。全国協議会の果たすべき役割の道筋やルールは私なりにしっかりと数多くできたと考えております。今感じているこの大きな達成感を自身の財産として持続し今後の小田原のまちづくりに生かしてまいります。
ご理解とご支援をいただいた市民や議会の皆様、本市職員…会長職を辞するにあたって多くの皆様に感謝しきりです。

市立病院の携帯電話予約システムが パワーアップ! 〈小児予防接種を追加〉

好評の携帯電話による市立病院小児科の診療予約。さらなるサービス向上のため、7月1日からは小児予防接種の予約もできるようになります。

問 市立病院医事課 ☎343175

市立病院の小児科外来では、携帯

電話による診療予約システムを昨年12月に導入し、多くのお父さんお母さんがたに「便利になった」と喜んでいただいています。この一般診療予約に加え、7月1日からは、小児予防接種の予約を始めます。

予防接種は、月曜日と第1・3・5土曜日の午後に行います。

利用方法

携帯電話から次のアドレスにアクセスし、案内に沿って入力、送信し

てください。

なお、家庭用のパソコンからの予約システムはもうしばらくお待ちください。

アドレス

<http://www.odawarahosp.com>

接種日

①毎週月曜日の14時から15時まで

②第1・3・5土曜日の13時から14時

30分まで

予約受付時間

接種希望日の2か月前の18時から

当日の8時まで。

予約できるかた

市立病院の登録番号(診察券の番号)をお持ちの中学生以下のかた。

小児科を受診していなくても、登録番号があれば予約できます。

予約されたかたは接種日当日、再来受付機で受付をしないで、直接1

番窓口にお越しください。

※携帯電話でアクセスできないかた

や携帯電話をお持ちでないかた

は、平日の9時から11時までに医

事課へご連絡ください。



おだわらインフォメーション

Odawara Information

防災一口メモ② わが家の台風対策を万全に

梅雨に入り、ぐずついた天気が続きますが、これからは台風のシーズンが始まります。早めの対策を考えてみてはいかがでしょうか。備えあれば憂いなしです。

問 防災対策課 ☎331855

これから本格的な夏を迎えますが、この季節に注意しなければならぬのが、梅雨による雨のほか、台風による暴風や大雨・高波です。

熱帯低気圧(熱帯の海上で発生する低気圧)のうち、北西太平洋で発達して、中心付近の最大風速がおよそ17m/s(風力8)以上になったものを「台風」と呼んでいます。その発生数は、年間平均27個で、

そのうち平均3個が日本に上陸しています。昨年は29個の台風が発生し、うち10個が日本に上陸して各地に大きな被害を与えました。

また、上陸する台風だけでなく、関東地方の南(房総半島沖)を通過する台風は上陸しなくても関東地方に暴風や大雨をもたらします。

台風の時期を控え、今からわが家の台風対策を始めましょう。

- 屋根、外壁、雨どいなどのひび、はがれを確認し、飛散の危険の高いものは修繕しましょう。
- 停電や避難に備えて、懐中電灯、ラジオ、非常持出品の準備をしましょう。
- 台風接近時は、テレビ、ラジオなどの台風情報を注意深く聞き、浸水などのおそれがあるところでは、家財道具を高い場所へ移動しましょう。
- 避難をするときは、病人や乳幼児、身体の不自由なかたなどの避難補助をしましょう。



土曜講座

「おだわらっ子ワクワク学習教室」を開催

学校週五日制で休みとなる土曜日を活用し、子どもたちが基礎的・基本的な学力を身につけて、さらに発展的な内容に取り組めるよう土曜講座を開きます。

問 学校教育課 ☎ 33 1 6 8 4

市では、平成15年度から小学校4年生と中学校1年生を対象に学習実態調査を行い、子どもたちの学力を分析し、日々の授業に生かしています。これらを踏まえ、子どもたちが基礎的・基本的な学力を身につけるよう、土曜講座「おだわらっ子ワクワク学習教室」を開きます。

今年度は、小学5年生と中学2年生を対象として、市民施設を会場に、1回50分の講座を9月から10月にかけて6回ほど開く予定です。

講座では、小学校の国語や算数の補助教材「おだわらっ子 ワクワク学習帳」を活用したり、各教科の基礎的な内容をシリーズ化したりすることも考えています。

この教室にご協力いただける講師を募集します。

※受講生の募集など、詳しくは広報「おだわらいふ」7月15日号でお知らせします。

●土曜講座

「おだわらっ子ワクワク学習教室」講師募集

小・中・高校の教員や元教員のかたはもちろん、健康で教育に熱意のある地域企業などの専門家や学生を登録制のボランティア講師として募集します。

募集人員 20人

募集科目 小学生・国語・算数

中学生・国語・数学・英語

謝礼 交通費、連絡通信費などとして1回1,000円



おだわらインフォメーション

Odawara Information

姉妹都市チュラビスタ市への派遣青年が決定

小田原海外市民交流会では、本市の青年と姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州チュラビスタ市の青年との相互交流事業を行っています。22回目となる今年も、4人の青年を派遣することになりました。

問 文化交流課 ☎ 33 1 7 0 3

派遣される4人の青年は、事前研修や、チュラビスタ市からの青年を迎えて国内交流を行った後、8月6日(土)に渡航し、17日間にわたって、ホームステイやボランティア活動などを通して、両市の親善を深めます。この4人にチュラビスタ訪問への意気込みを聞いてみました。

佐久間華さん

今スペイン語を学んでいます。チュラビスタ市ではスペイン語を耳にしたりすることを知り、英語、スペイン語両方に触れられそうなので、楽しみにしています

重田真奈美さん

小田原市民の代表としてチュラビスタに派遣していただけることを大変光栄に思います。小田原とチュラビスタの架け橋となるよう、この体験を実りあるものになりたいと思います

佐久間華さん

重田真奈美さん



武尾ともみさん

松井孝成さん

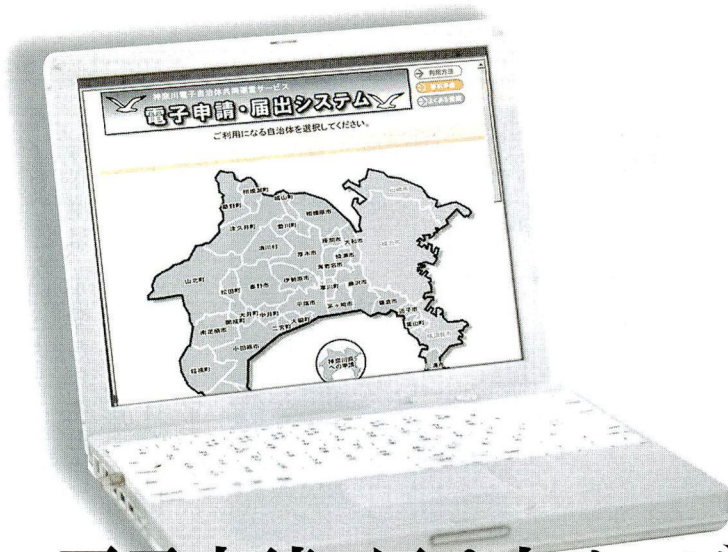


武尾ともみさん

小田原の魅力をPRすると同時に、できるだけ多くのことを吸収していきたいと思っています

松井孝成さん

学生生活最後の年なので、「その日・その時・その瞬間」を大切に、自分がどれだけ行動できるのかを挑戦していきたいです



電子申請・届け出サービス ～ネットで受付e-kanagawa～ 7月1日からスタート!

7月1日から県や市への各種申請・届け出などが、インターネットを利用して自宅や職場から24時間できるようになります。

問 情報システム課 ☎33-1259
ホームページアドレス

<http://www.e-kanagawa.lg.jp/>

電子申請・届け出ができる市の手続き

| 手続き名 | 問い合わせ先 |
|--|-----------------|
| ① 広報おだわら掲載(市民プラザ)申込 | 広報広聴室 ☎33-1261 |
| ② 公文書公開請求 | 総務課 ☎33-1288 |
| ③ 保有個人情報開示請求 | |
| ④ 住民票の写し交付請求 | |
| ⑤ 住民票記載事項証明書交付請求 | 市民窓口課 ☎33-1386 |
| ⑥ 付記転出届 | |
| ⑦ 印鑑登録証明書交付申請 | |
| ⑧ 犬の死亡届 | |
| ⑨ 犬の登録事項変更届 | |
| ⑩ し尿処理申出(新規) | 環境保護課 ☎33-1484 |
| ⑪ し尿処理申出(廃止) | |
| ⑫ し尿処理変更届 | |
| ⑬ 介護保険要介護・要支援更新認定申請 | 高齢介護課 ☎33-1886 |
| ⑭ 児童手当・特例給付・小学校第3学年修了前特例給付額改定認定請求・額改定届 | 子育て支援課 ☎33-1453 |
| ⑮ 手話通訳者派遣申請 | 障害福祉課 ☎33-1467 |
| ⑯ 要約筆記者派遣申請 | |
| ⑰ 市営住宅収入申告 | |
| ⑱ 市営住宅不在届 | 建築課 ☎33-1553 |
| ⑲ 市営住宅返還届 | |
| ⑳ 市営住宅入居等証明書交付申請 | |

電

子申請・届け出サービスは、県と県内の市町村(横浜市、川崎市、横須賀市を除く)が共同で運営するものです。県では、同時に公共施設利用予約サービスも開始します。

市では、電子申請・届け出システムを導入し、順次、対象の手続きを広げていきます。

また、共同運営のメリットを最大限に活用し、電子入札システムの導入も予定しています。

何の手続きができるの??

◆市のサービス(平成17年7月現在)

○申請・届け出手続き

右下表の20手続きです。

◆県のサービス(平成17年7月現在)

○申請・届け出手続き

- ① 県営水道の使用開始申込・休止届
- ② NPO法人の定款変更届 など

※申請・届け出はインターネットでできませんが、証明書などは従来どおり窓口で交付します。

○施設利用予約

対象となる県の施設は、次の9施設です。

- ① かながわ県民センター
- ② かながわ県民活動サポートセンター
- ③ 県立公文書館
- ④ 保土ヶ谷公園
- ⑤ 三ツ池公園
- ⑥ 秦野戸川公園
- ⑦ 県立体育センター
- ⑧ 県立武道館
- ⑨ 西湘地区体育センター

どうすれば利用できるの??

サービスのホームページにある「利用者登録情報」の画面で、氏名・住所・メールアドレスやパスワードなどを登録します。利用者登録は、県・市町村ごと、申請・届け出や施設予約のサービスごとに必要です。1度登録すれば、必要なサービス画面から選択して必要項目を入力することで手続きができます。

また、操作方法などが分からないときは、e-kanagawaコールセンターへお問い合わせください。

コールセンター
☎0570057500

受付時間 8時30分～17時30分
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

ココに注意

施設利用予約は県の施設と本市の施設でシステムが異なりますのでご注意ください。

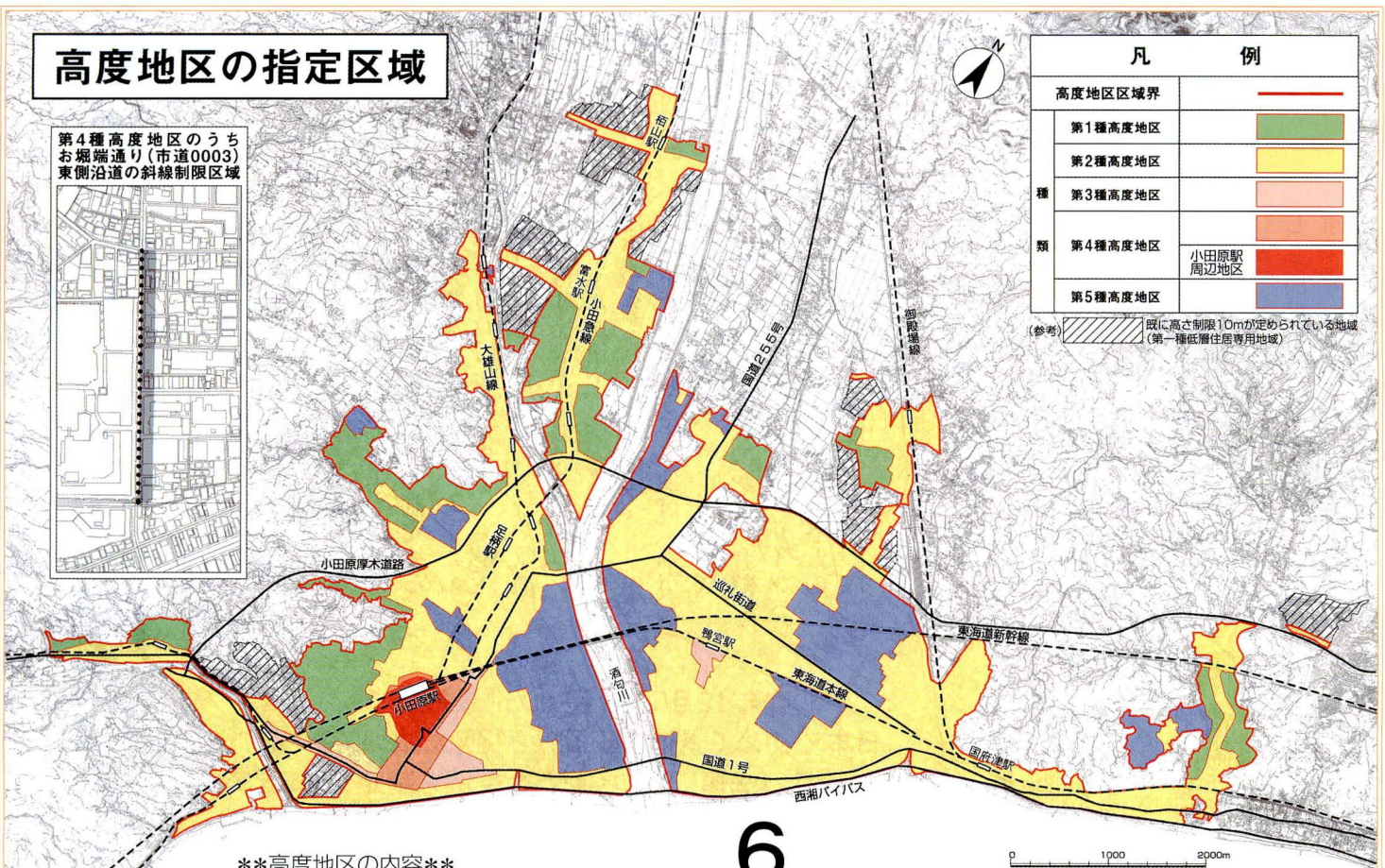
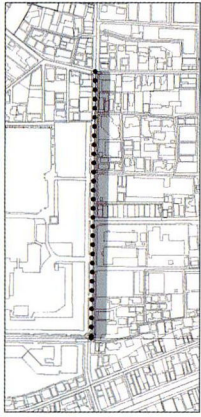
市の公共施設利用予約

市の施設を予約する場合は、「小田原市公共施設予約システム」をご利用ください。詳しくは各施設へお問い合わせください。

【小田原市公共施設予約システム】
<https://yoyaku.city.odawara.kanagawa.jp/>

高度地区の指定区域

第4種高度地区のうち
お堀端通り(市道0003)
東側沿道の斜線制限区域



| 凡 例 | |
|--------------|---|
| 高度地区区域界 | — |
| 第1種高度地区 | ■ |
| 第2種高度地区 | ■ |
| 第3種高度地区 | ■ |
| 第4種高度地区 | ■ |
| 第5種高度地区 | ■ |
| 小田原駅 周辺地区 | ■ |
| 第一種低層住居専用地域 | ■ |

(参考) 既に高さ制限10mが定められている地域
(第一種低層住居専用地域)

高度地区の内容

| 種類 | 面積 | 対象用途地域 | 制限内容 |
|---------|----------|--|---|
| 第1種高度地区 | 約361ha | 第一種中高層住居専用地域(容積率150%の区域) | 建築物の高さの最高限度:12m 北側斜線制限(5m+1:1.25) |
| 第2種高度地区 | 約1,644ha | 第一種中高層住居専用地域(容積率200%の区域)、第一種・第二種準住居地域、準工業地域、近隣商業地域(容積率200%の区域) | 建築物の高さの最高限度:15m |
| 第3種高度地区 | 約50ha | 近隣商業地域(容積率300%の区域) | 建築物の高さの最高限度:20m |
| 第4種高度地区 | 約66ha | 商業地域 | 建築物の高さの最高限度:31m ただし、お堀端通り(市道0003)東側沿道は、斜線制限(15m+1:1) |
| 第5種高度地区 | 約441ha | 工業地域、工業専用地域 | 建築物の高さの最高限度:工場、事務所、倉庫などの特定工業系用途建築物は31m、特定工業系用途建築物以外は15m |

6月15日から 新しい高さ規制が 始まりましした!

昨年の広報おだわらや市のホームページなどでお知らせをし、地域説明会やパブリックコメントで市民の皆さんの意見を伺いながら策定作業を進めていた都市計画法による「高度地区」。縦覧などの手続きを経て、6月15日に都市計画決定しました。

☎都市計画課 ☎33-1572

※「高度地区」の内容は、ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/toshikei/>

「高度地区」とは、良好な居住環境や秩序ある都市環境を維持・保全していくために必要なルールとして、建築物の高さの最高限度などやその区域を都市計画法により定める地区のことです。「高度地区」を決定するため、その基本方針の段階から市内12会場で説明会を開くとともに、広報おだわらや市のホームページで基本方針の内容をお知らせして、広く市民の皆さんのご意見を伺いました。

また、これらの意見も踏まえ、「建築物の高さのあり方検討会」で慎重な審議が行われました。

そして、この検討会の報告書を基に作成した都市計画案の内容について再度、6

会場で説明会を開き、都市計画法に基づく案の縦覧、都市計画審議会の議決、県知事の同意などの手続きを経て、市街化区域全域(既に高さ制限10mが定められている第一種低層住居専用地域は除く)に「高度地区」を指定しました。

これにより、今後建築する建築物は建築基準法の確認審査で、高度地区の制限内容に適合することが必要となります。

※「高度地区」の適用が緩和・除外される場合があります。その区域や要件、手続きについては、明確に定めています。詳しくは、都市計画課へお問い合わせください。

景観法を生かして 実効性のある制度づくりへ

「景観法」ってなに？

景観法は、良好な景観の形成を図るための「景観に関する総合的な法律」です。市町村などが、この法律に基づく新たな条例を制定することで規制できるようになったのは、建物の色彩やデザイン、屋外広告物などです。これらは、景観に及ぼす影響が大きく、このコントール次第で、街の表情が大幅に変わると言われています。

本市では平成5年に独自に都市景観条例を制定し、特に景観形成を図る地区では住民のかたの合意に基づき、建物の色彩やデザインなどの基準を定めて、事業者との協議の中で誘導を図り、一定の成果をあげてきました。

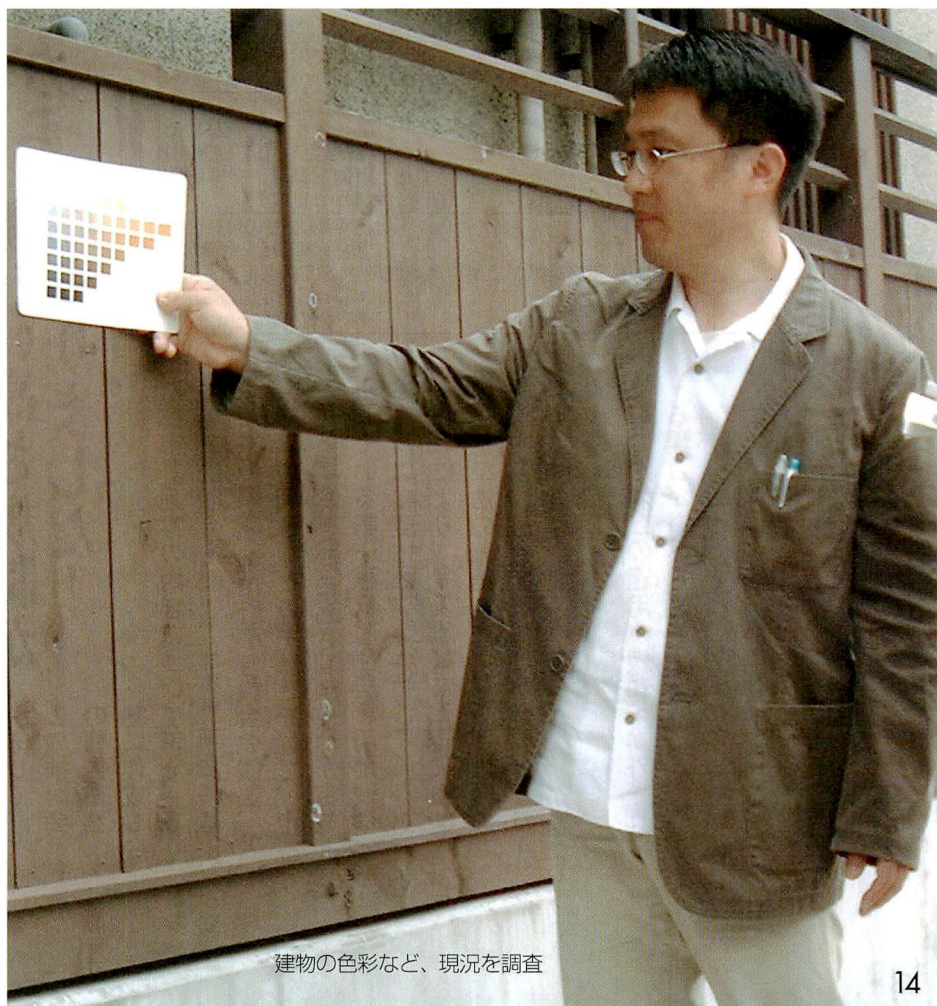
これまでの都市景観条例では
だめなの？

その一方で、現行の景観条例制度の課題も現れています。昨年、特に景観形成を図る地区での建物の色彩の基準に従わないマンション計画に対し、市は都市景観条例に基づき勧告を行いました。しかし、その勧告に従わなかったため、事業者の氏名を公表したものの、結局、建物の色彩は変更されない

昨年12月に施行された「景観法」。
日本で初めて景観を正面から捉えた法律であり、
市町村がこの法律に基づく新たな条例を制定することで、
強制力のある規制も可能となりました。
本市では新たな都市景観条例のほか、
景観法を生かした実効性のある制度づくりを
全国に先駆けて進めています。
☎まちづくり景観課 ☎33-1573

まま建設されてしまいました。

こうした事態は、現行の都市景観条例に最終的に強制力がなかったため生じてしまったことですが、本市だけでなく、独自に都市景観条例を制定し運用している全国の市町村の共通の悩みでした。
景観法はこのような事態に対して、市町村にいざという場合に一定の強制力を法的に与えることを背景の一つとして制定されたも



建物の色彩など、現況を調査

のです。

例えば、市町村が景観法に基づく新たな条例を制定することで、色彩などについての変更命令が可能になったのです。

いち早く景観行政団体に

市町村が景観法に基づく取り組みをするためには、県との協議を経て景観行政団体となることが必要です。本市は、今年2月にいち早く景観行政団体となって、新しい条例や景観計画をつくる準備を進めています。

制度づくりを本年度中に

景観法では、規制や誘導は、できる限り客観的な基準として景観行政団体が定めることとしています。そこで、本市では、早々に、全市域にわたる大規模建築物の色彩などのあり方や景観形成上重要な小田原城周辺エリアと小田原駅周辺エリアの建物や屋外広告物の色彩やデザインなどのあり方を中心に検討を始めました。それらをもとに、市民の皆さんの意見を踏まえて、実効性のある制度づくりを本年度中に行っていけます。



まちの中には、色々な色彩やデザインの建物・屋外広告物などが存在しています

「良い先生が必要です」。教育長から市長へのはじめの言葉です。

これは保護者の気持ちを代弁したもので、教員としてのこれまでの経験から、保護者の皆さんが、新学期が近づくと担任の先生がだれになるのか、固唾を飲む思いを知っているから。「子どもの成長に及ぼす先生の影響の大きさを保護者の皆さんが感じているからでしょうね」。残念ながら5月に、校長の不祥事がありました。教員は常に原点に戻ってほしいと願っているそうです。

また、教員や職員には自戒をこめて、「現場第一主義を」と声をかけたとのこと。これは40年近い教員、そして還暦を迎えた社会人としての経験から、最も大切と考えているから。教育の担い手である家庭、学校、地域が交わる学校現場では、さまざまなことが起きます。教育委員会は学校現場を支えるための組織。現場で起きている現象をしっかりと把握できるように「家庭、学校、地域の声が、私のところに真っ直ぐ届く環境づくりをしていきたい」と教育長。

そして、迷ったときには「子どもの幸せを第一に」と心に決めているそうです。それは、「子どもの幸せを第一に考える先生」が「良い先生」と同じ意味であり、教員に一番必要な資質だと考えているから。

今、教育を取り巻く環境には、さまざまな

今月の笑顔

元気あふれる人たちの笑顔は、見ている人たちにも力を与えてくれるもの。このコーナーでは、みんなが元気になるように、素敵な笑顔をお届けします。



昭和42年片浦中学校を皮切りに体育教師として教員生活をスタート。野球部や畑違いのバスケットボール部の顧問なども務めた熱血先生。本年3月、酒匂中学校校長を最後に退職。真鶴町在住。母、妻と3人暮らし。

新しい教育長さん

2回目の今回は、今年の4月に酒匂中学校の校長先生から、市教育委員会の教育長になった青木秀夫さん。

その横顔を「良い先生」「現場第一主義」「子どもの幸せを第一に」の三つのキーワードをもとに紹介します。

課題が山積しています。子どもの学力の向上、2学期制の導入、学校の安全確保と施設開放、食育と子どもの体力向上など、数え上げればきりがありません。これらの課題はすぐに結果が出るものではないし、簡単には解決できないでしょう。

しかし、新教育長がこの三つのキーワードを胸に、教員時代の熱血ぶりを発揮して教育委員会をリードすれば、難しい課題もきっと笑って解決できるはず。

皆さんも、もし学校などで教育長を見かけたら、教育に関係する日ごろの悩みや疑問を相談してみたいかがでしょう。そして、これからも笑顔が素敵な教育長さんでいてほしいですね。

8月8日(月)
オープン!

城北タウンセンター 「いずみ」

地域の皆さん待望の地域センターがいよいよオープンします。それに伴い、富水連絡所はセンター内に住民窓口として生まれ変わります。
☎地域政策課 331389



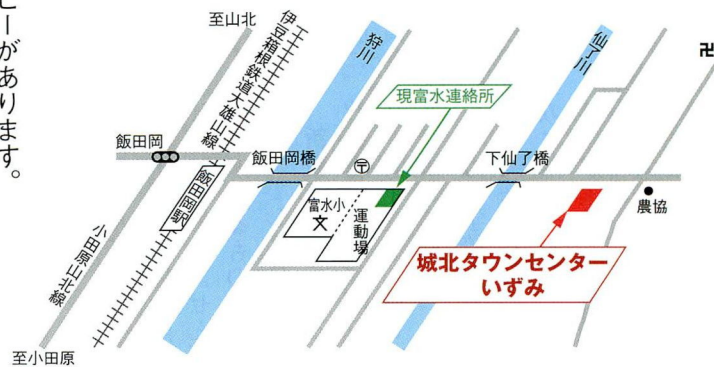
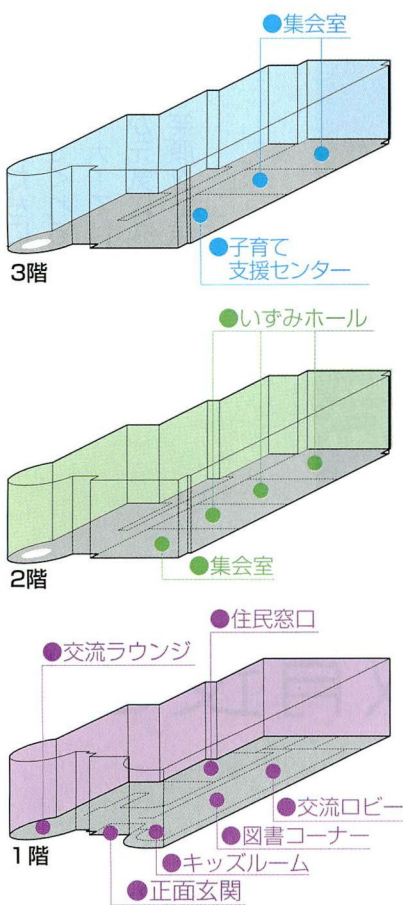
地域における文化活動や交流の場、そして行政窓口を備えた地区住民の活動拠点として、建設していた城北タウンセンター。市民の皆さんから募集していた愛称が「いずみ」に決まり、「城北タウンセンターいずみ」としてオープンします。なお、駐輪場は使用できませんが、駐車場は整備中のため、8月中はご利用できません。

開館時間 9時～21時30分
休館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始

※住民窓口は
時間 8時30分～17時
休館日 土・日、祝日、年末年始

1階には、戸籍・住民票、国民健康保険や介護保険に関する届け出や証明書の発行、公金の支払いなどを取り扱う住民窓口と、図書コーナー、キッズルーム、授乳室、休憩場所となる交流ラウンジや少人数での打ち合わせなどに使える交

流ロビーがあります。2階、3階は有料の集会室とホールです。利用には事前予約が必要です。オープン後、市の施設予約システムで予約してください。8月分の予約は、7月11日から富水連絡所窓口で直接受け付けます。また3階には、親子で自由に過ごせる子育て支援センターを開設します。



桜井支所が窓口コーナーに変わります ☎市民窓口課 33-1381

「城北タウンセンター いずみ」に住民窓口ができることから、現在の桜井支所(尊徳記念館内)は桜井窓口コーナーとなり、取扱業務が変わります。
変更期日:8月8日(月)から 取扱業務:住民票の写し、戸籍謄抄本、戸籍の附票、印鑑登録証明書、妊娠届・母子健康手帳などの発行、住居表示の証明、市税証明、外国人登録原票記載事項証明書の発行(戸籍や住所変更の届け出、公金の支払いなどは住民窓口へ)

発行 小田原市 250-8555 小田原市萩窪300番地 市役所総合案内 0465331302 6月1日現在小田原市の人口198,829人 世帯数7,494世帯